

## 函館市介護マーク配付事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高齢者および障がい者等を介護している家族等（以下「家族介護者」という。）に対し、介護中であることを周囲に知らせるための介護マークを配付することにより、家族介護者を支援するとともに、家族介護者を見守り支え合う地域づくりを推進することを目的とする事業（以下「事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事業の実施主体)

第2条 事業の実施主体は、函館市（以下「市」という。）とする。

(配付の対象者)

第3条 配付の対象者は、市内に住所を有する家族介護者または市内に住所を有する者の家族介護者とする。

(介護マークの配付)

第4条 介護マークの配付を受けようとする者は、市に申し出なければならない。

2 市は、前項の申し出があった場合は、介護マークを無償で配付する。

(台帳の整備)

第5条 市は、介護マークの配付に伴い、介護マーク配付台帳（様式第1号）を整備するものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年 6月 1日から施行する。